

ボーダー壁紙 一覧

ボーダー壁紙は、両端を化粧断ちしてありますのでそのままご使用いただけます。
1本10m巻ですので、本単位でご注文ください。施工費は割増になりますのであらかじめご了承ください。



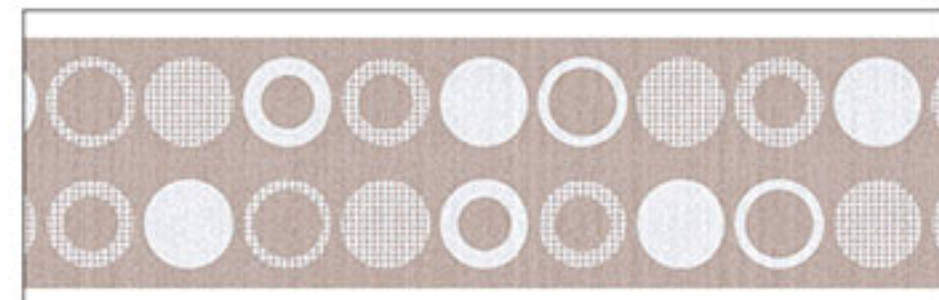
LV-1061 防火種別 2-3 準不燃
↔32cm
巾10.5cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1631 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1636 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾11cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1641 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾11cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



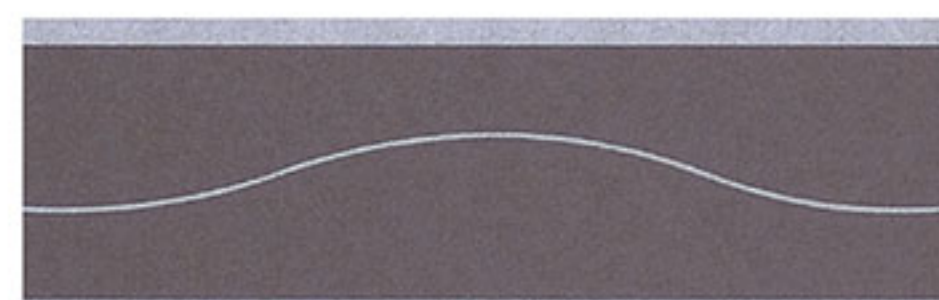
LV-1084 防火種別 2-3 準不燃
↔32cm
巾10.5cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1632 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1637 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32.1cm
巾13.5cm×10m巻/本売 5,500円/本
消臭 抗菌
防かび SV



LV-1642 防火種別 2-3 準不燃
↔32.3cm
巾11cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1119 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1633 防火種別 2-3 準不燃
↔16cm
巾9.5cm×10m巻/本売 3,800円/本
防かび SV



LV-1638 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32.1cm
巾13.5cm×10m巻/本売 5,500円/本
消臭 抗菌
防かび SV



LV-1643 防火種別 2-3 準不燃
↔32cm
巾10.5cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



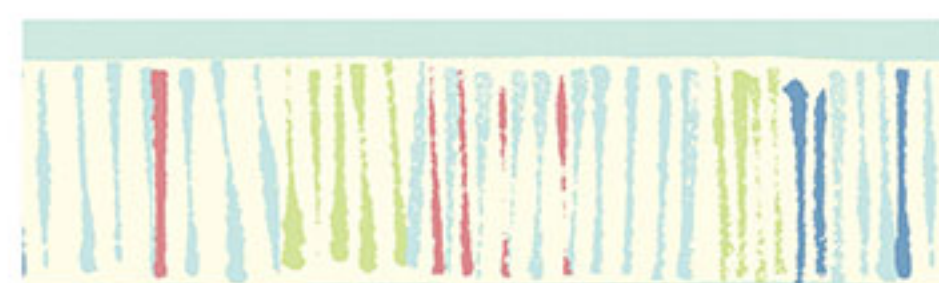
LV-1124 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1634 防火種別 2-3 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,700円/本
防かび SV



LV-1639 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾16cm×10m巻/本売 5,000円/本
防かび SV



LV-1644 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾11cm×10m巻/本売 4,700円/本
防かび SV



LV-1630 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,400円/本
防かび SV



LV-1635 防火種別 2-3 準不燃
↔32cm
巾12cm×10m巻/本売 4,700円/本
防かび SV



LV-1640 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔32cm
巾13cm×10m巻/本売 5,000円/本
防かび SV



LV-1645 防火種別 1-4 不燃 準不燃
↔10.7cm
巾14cm×10m巻/本売 5,000円/本
防かび SV

リリカラ・ジョイナー

壁紙の仕上りをより美しく。
アクセント使いや張り分けの演出に最適です。



平面用ジョイナー(90305)施工例

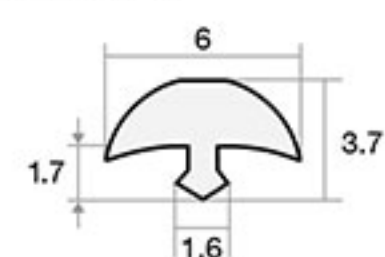
平面用

ジョイナー



90301 ホワイト 90302 ライト木目 90303 ダーク木目 90304 シルバー 90305 ゴールド

商品断面図

ジョイナー
90301~90305

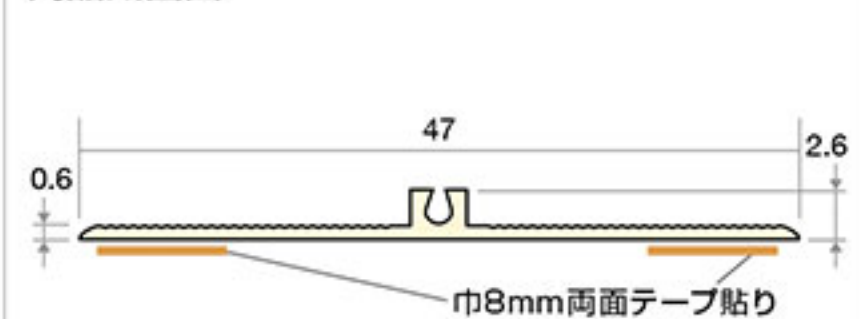
特殊 1,100円/本
掛率 巾6mm×高さ3.7mm×長さ1400mm/本売
素材:ABS樹脂

アタッチメント



穴開きタイプ

商品断面図



施工断面図

アタッチメント
90311

特殊 600円/本
掛率 巾47mm×高さ2.6mm×長さ1800mm/本売
素材:塩化ビニル樹脂

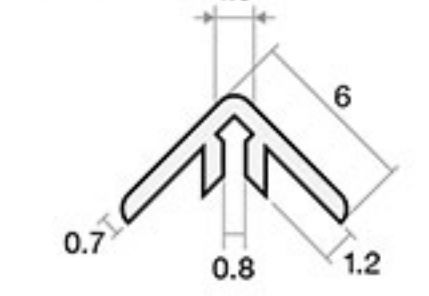
出隅用

ジョイナー



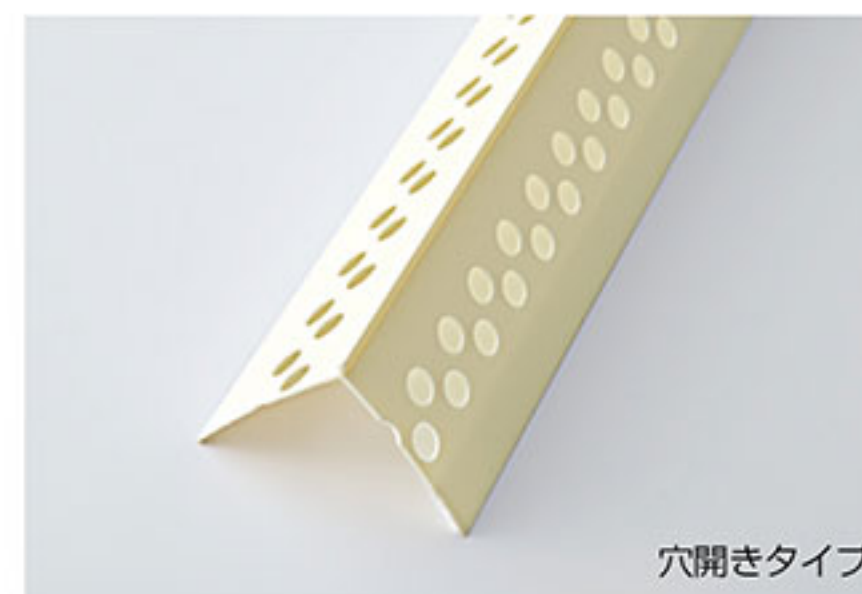
90306 ホワイト 90307 ライト木目 90308 ダーク木目 90309 シルバー 90310 ゴールド

商品断面図

ジョイナー
90306~90310

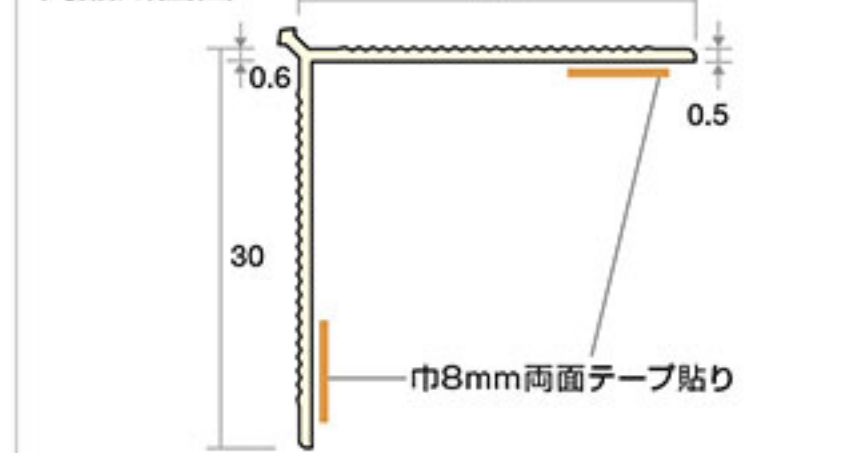
特殊 1,200円/本
掛率 巾6mm×高さ6mm×長さ1400mm/本売
素材:ABS樹脂

アタッチメント



穴開きタイプ

商品断面図



施工断面図

アタッチメント
90312

特殊 700円/本
掛率 巾30mm×高さ30mm×長さ1800mm/本売
素材:塩化ビニル樹脂

防火認定制度について

防火材料と防火壁装材料について

■防火材料とは、不燃、準不燃、難燃の性能区分に応じて国土交通大臣が定めた材料または認定した材料のことです。

- ①国土交通大臣が定めた材料とは、建築基準法令等に基づいて告示に具体的な名前をあげて防火性能があるとされた材料です。
- ②国土交通大臣が認定した材料とは、法令等に基づいて国土交通省の指定する性能評価機関で評価し、防火性能があると国土交通大臣から認められた材料です。

■防火壁装材料とは、国土交通大臣の認定を受けた壁紙のことです。但し、壁紙・下地・施工方法の組合せによって得られた防火性能により認定を受けておりますので、同じ壁紙でも、下地や施工方法によって防火性能が異なる場合があります。また、防火壁装材料としての性能確認は、告示(上記①)に示された防火材料との組合せで行なわれておりますので、下地基材は国土交通大臣が定めた防火材料で、且つ認定仕様に定められた内容・施工方法である必要があります。

※下地となる防火材料・告示についての詳細は別冊資料をご参照ください。

防火性能一覧表

■下表は、当見本帳収録の防火認定壁紙における、施工下地・施工方法との組合せによって得られる防火性能・防火種別を示したものです。

※防火種別とは、防火管理を目的として日本壁装協会が分類し設定した番号です。

防火種別	下地別の防火性能(施工方法:直張り)				収録商品	商品数
	不燃材料	不燃石膏ボード	準不燃材料	金属板		
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	ビニル壁紙(ボダー壁紙)	13
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	ビニル壁紙(ボダー壁紙)	7
					ビニル壁紙(一般壁紙)	625

■壁紙との組み合わせで防火認定取得可能な施工下地の代表例
 不燃材料…………… 厚さ5mm以上の繊維混入珪酸カルシウム板、モルタル
 不燃石膏ボード …… 厚さ12mm以上の石膏ボード
 準不燃材料…………… 厚さ9mm以上の石膏ボード
 金属板…………… アルミニウムを除く金属板

※当見本帳非収録品の防火性能一覧・詳細については別冊資料をご参照ください。

防火壁装材料の認定共同管理について

日本壁装協会において防火壁装材料の「認定共同管理」を開始しています。「認定共同管理」とは、これまでの製造会社や販売会社が取得した防火認定《企業個別認定》とは別に、日本壁装協会が新たに防火認定を取得し、壁紙業界が共同で防火上の品質管理を行なうもので、「類似認定の集約・合理化」「品質やコンプライアンスの更なる向上」を目的としています。

当見本帳収録のビニル壁紙は全てこの《共同認定》となっておりますが、それ以外の壁紙では、今後認定の集約・合理化に伴い、商品の防火認定番号及び防火種別が変更になる場合がありますので、日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認ください。

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会 検索

内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

特殊建築物等		対象となる規模等				制限			
		耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等		
特殊建築物	1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			壁・難燃以上(床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上(3階以上に居室を有するものは準不燃以上) ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3	
	2	病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎(※1)、児童福祉施設等	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(100㎡(共同住宅は200㎡)以内に防火区画されたものは除く)	2階の部分の床面積の合計が300㎡以上(病院はその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの				
	3	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内は除く)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	床面積の合計が200㎡以上のもの				
	4	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全 部			壁・天井とも準不燃以上 ※3			壁・天井とも準不燃以上 ※3
	5	地下又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの							
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積が500㎡を超えるもの 階数が2で延べ面積が1,000㎡を超えるもの 階数が1で延べ面積が3,000㎡を超えるもの	学校等(※2)を除く。耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100㎡以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く。本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない。				難燃以上壁(床面上1.2m以下除く)天井とも ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3	
無窓	7	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50㎡を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの			壁・天井とも準不燃以上 ※3	壁・天井とも準不燃以上 ※3		
			温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)						
調理室等	8	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの			壁・天井とも準不燃以上 ※3		
				住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの					

(除外規定) 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のものと及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9	建築物の11階以上の部分	100㎡以内に防火区画	スプリンクラー等自動式のものを設置すれば区画は2倍に拡大できる			
		200㎡以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない	200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く	
			500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも不燃		
	10	地下街	100㎡以内に防火区画				
			200㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも準不燃以上	壁・床面上1.2m以下除く	
			500㎡以内に防火区画(特定防火設備とすること)		壁・天井とも不燃		

- ①回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ②法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。

※1 下宿、共同住宅、寄宿舎の、準耐火建築物(令第115条2の2第1項第1号の技術基準に適合するもの。1時間耐火)は、耐火建築物とみなされる。

※2 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場。

※3 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの。

(平成5年6月25日施行)

取り扱い上のご注意

以下の内容は、壁紙全般についてのごく一般的な注意事項です。詳細については、別冊資料をご参照ください。

選択上のご注意

1. 防火性について

建築物の内装仕上げには、建築基準法による防火上の基準が設けられています。防火性能は、下地基材と防火壁装材料、および施工方法の組み合わせによって決まりますのでご注意ください。

2. 施工費について

ボーダー壁紙や汚れ防止壁紙、製品厚が薄く表面がフラットな壁紙などは、下地処理や施工に手間がかかる傾向があるため、施工費が割増になる場合があります。あらかじめ商品の特性や現場の状況などを確認の上、商品選択をお願いします。

3. 見本・サンプル・写真について

製造ロットの違いにより、見本やサンプル帳と実際の商品が若干異なる場合があります。また、改良その他の事情により予告なく仕様変更を行なうことがあります。なお、施工例などの写真は、印刷の都合上実物と多少異なって見える場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 壁紙商品上の特性について

壁紙は、どの商品も基本的にはある単位の同じ柄の繰り返しで出来ています。特にエンボス加工品は、見る角度や光の入り方によって微妙な凹凸の繰り返しが目立つ場合があります。これは、エンボスロール製造上の特徴であり、現在の技術では完全には防ぐことができません。また、壁紙という商品の性質上、必ずジョイントが存在します。表面の凹凸の少ないフラットな商品や、横方向のテクスチャーの商品はジョイント部が比較的目立ちやすい傾向にあります。これは塗装とは異なり、つなぎ合わせて施工する壁紙である限り避けることのできない商品特性です。あらかじめご了承ください。

商品確認と保管上のご注意

1. 商品確認

商品受領時には、納品書と商品現品・ロット・数量をご確認ください。ロット違いの商品は色差などが生じることもありますので、同一ロット品をご使用ください。

2. 保管はタテ置きで

商品はタテ置きで保管してください。ヨコ積みや井桁積みは置き跡がつきやすく、光沢差やエンボスつぶれの原因となります。特に、表面にフィルム加工された「汚れ防止」壁紙は、商品特性上置き跡がつきやすいのでご注意ください。



施工上のご注意

下地の調整

1. 下地と同色のパテを使用

必ず下地と同色のパテをご使用ください。下地と異なる色のパテを使用しますと、施工後、下地の色が透けて見える場合があります。

2. きれいな仕上がりは平滑な下地から

施工後の不陸を防ぐため、下地は平滑に仕上げてください。また、ネジ・クギ類は施工後の変色を避けるため、突起を完全に沈め、サビ止めをしてください。

3. 下地や状況に応じたシーラー処理を

ペンキ・コンクリート・モルタル・木質下地の場合は、それぞれ専用のシーラーで必ず下地処理をしてください。特にモルタル下地に「汚れ防止」壁紙を施工する場合はシーラー処理をしないとフクレが発生しやすくなります。また、ベニヤなどの木質系下地に直接施工した場合、時間が経つとシミや変色の原因になりますので下地処理を十分にしてください。シーラーは接着不良や変色を防ぎ、リフォーム時に剥がしやすくなります。

4. 下地は乾燥させてから

コンクリートやモルタルなどの湿式下地、およびシーラー、パテを施した箇所は十分に乾燥（目安として水分率11%以下）してから施工を開始してください。乾燥が不十分な場合、壁紙の変色・剥がれ・カビが発生することがあります。

5. オイルステインなどの下地は避ける

オイルステイン、ニスなどを使用している下地や近接した場所への施工は避けてください。変色の原因になります。

6. カビが発生している場合

張り替え時、下地にカビが発生している場合は、十分にカビを殺菌し、乾燥させてから施工してください。

7. 浮いた裏打紙の処理

張り替え時、下地面に残った裏打紙（残紙）は剥がしてから施工してください。残紙が浮いたまま施工しますと目障りなどの原因になりますのでご注意ください。

施工糊と施工環境について

1. 施工環境に合わせた準備を

環境や温度に合わせて接着剤の配合やうませ時間を調整したり、部屋を暖めるなどの配慮をお願いします。特に5℃以下の環境では糊の接着力が弱く、施工不良の原因になりますので、施工糊の注意事項を必ず守ってください。

2. 糊付後の注意点

適切なオーブントイムを取ってください。施工を容易にするとともに、フクレの発生を防ぎます。また、壁紙をきつく折り畳んだり、湾曲部に荷重がかからないようにしてください。折れジワが発生し、元に戻らない場合があります。特に「汚れ防止」壁紙はご注意ください。

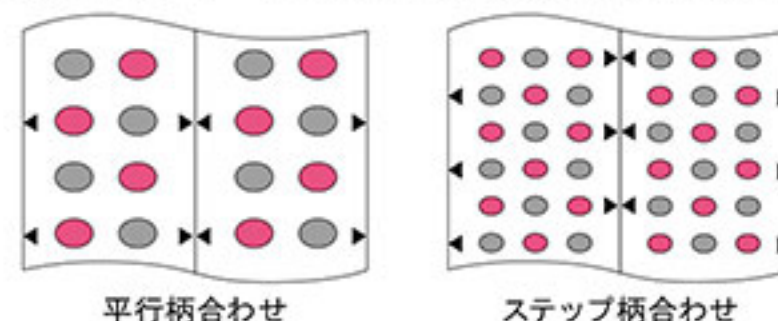
張り付け

1. 有効巾について

壁紙は必ず有効巾でご使用ください。重ねしろは有効巾に含まれません。有効巾を超えた使用は、左右色違いの原因となります。

2. 柄合わせマークの確認

柄合わせを要する商品は、基本的には柄合わせマーク同士を合わせて施工してください。柄合わせの必要な商品は、サンプル帳に「リピート」を表示しています。特にステップ柄合わせは、一般的な平行柄合わせとは合わせ方が異なりますので、ご注意ください。（商品特性上、柄合わせマークがない場合があります。ご了承ください。）



3. ジョイント位置について

ジョイント位置は、端部同士で施工してください。両端部と中央部では、色差が生じる場合があります。また、窓の上下など一部だけを横貼りにすると、色違いを生じますので、必ず同じ方向で張ってください。

4. 石膏ボード下地の注意点

カッター刃で石膏ボードの原紙まで切り込むと目障りな原因となりますので、カットの際は下敷きをご使用ください。また、ボードの合わせ目ではジョイントしないでください。仕上がり支障をきたすことがあります。

5. ベニヤ下地の注意点

ベニヤなどの木質下地に重ね断ち施工する場合、カッターでシーラー塗布面を傷つけますとアクのしみ出しによる変色の原因になりますので、カットの際は下敷きをご使用ください。もしくは突き付け施工をおすすめします。

6. ジョイント部のカットについて

ジョイント部をカットする際は、目障りを防ぐため、定規を使用しカッターの刃をまっすぐに入れてください。地べらを使うと切り口が斜めになり目障りな原因になります。

7. 三巾ほど施工した時点で状態を確認

商品検査には十分配慮しておりますが、念のため三巾ほど施工した時点で問題のないことをご確認ください。明らかに製品に欠陥があると判断された場合には、直ちに作業を中断し当社までご連絡頂けますようお願い申し上げます。三巾以降相当量の作業を進行した場合、施工費賠償の請求、商品の返品等は原則としてお受けいたしかねますのでご了承ください。

8. 入隅の処理は建物の構造に適した方法を

ボードやパネル下地の継ぎ目をまたいで壁紙を施工すると、入隅にフクレやよじれ・割れなどが発生する場合があります。これは、建物の構造上の問題で避けることは出来ません。ましてや下地の動きを壁紙で防ぐことは不可能です。できるだけ入隅で壁紙をジョイントすることをおすすめします。

養生

1. 養生テープについて

粘着性の強いテープの使用は、破れや汚れ、変色の原因になりますのでご注意ください。

2. 付着した糊や汚れの処理

壁紙の表面や廻り縁などに糊、汚れなどがつかないように十分ご注意ください。付着した場合は、直ちに拭き取ってください。そのまま放置すると、カビや変色の原因になります。

3. 施工後は自然乾燥を

施工後は、接着剤が安定するまで自然乾燥させてください。急速に乾燥させると剥がれ・めくれなどの原因になります。

4. 換気を十分に

施工中および施工後一週間程度は、換気を十分に行なってください。換気が十分でないと、室内に臭いが残る場合があります。

廃棄上のご注意

1. 残材を焼却しない

ビニル壁紙の残材やサンプル帳を焼却しないでください。燃やすと塩化水素ガスなどが発生し、目・粘膜などを刺激しますのでご注意ください。

2. 壁紙の残材は適切な廃棄処理を

壁紙の残材やカタログを処理する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託してください。少量の残材を一般廃棄物（家庭ゴミ）として処理する場合は、市町村条例に基づき処分してください。なお、業者の方が廃棄する場合には産業廃棄物となりますのでご注意ください。

使用上のご注意 —メンテナンスと快適な住まい—

壁紙は色や柄などの意匠性を重視した化粧仕上げ材ですから、コンクリートなど他の建材と異なり、10～20年といった長期間にわたる維持は期待できません。したがって、ある程度の期間はメンテナンスを行ない、次いで張り替えるという使い方が、壁紙の価値を活かす最適の方法です。壁紙は室内のホコリや油汚れ・手垢などにより自然と徐々に汚れていきます。仕上がりの美しさを維持していただくためにも、使用上の注意とメンテナンスにご配慮ください。壁紙の耐用年数は、使い方次第で大きく異なってくるものです。

一般的注意事項

1. 入居後は、まず換気を

施工時の臭いが残っている場合がありますので、入居後一週間程度は十分に換気を行なってください。



2. 直射日光からの保護

直射日光が当たると、紫外線により色褪せがしやすくなります。部屋を使用していないときは、カーテンやブラインドを活用し、直射日光を避けるよう心がけてください。

3. 高温・熱風を避ける



ストーブなど暖房器具の熱風が直接壁紙に当たらないようにしてください。また、キッチンのレンジやダウンライトのすぐ近くなど、高温になる場所への使用は避けてください。熱により壁紙が変形、変色することがあります。

4. 粘着テープを貼らない

粘着テープ(セロハンテープやガムテープなど)を壁紙に貼らないでください。テープの粘着剤が壁紙に移行し、変色や汚れの原因となります。また、粘着テープを剥がす時に壁紙が破損することがあります。



5. 薬品や化粧品などを付着させない

スプレー式の薬品、殺虫剤、化粧品を壁紙に吹き付けしないでください。壁紙が変色することがあります。



6. 家具を壁面に密着させない

家具の塗料に含まれる色素やベニヤの色素により壁紙が変色することがあります。家具と壁紙の間は空間の余裕をとってください。空間を設けることは変色だけでなく結露やカビの予防にもなります。

7. 室内空気の汚れについて

室内空気の汚れ(ホコリ、タバコ、キッチンからの油煙など)は、壁紙を短時間で黄変させてしまいます。特に壁紙のジョイント部は、壁裏面との通気口となりやすく、壁紙表面と比較し空気の流れが集中するため汚れが目立つ場合があります。できるだけ室内の換気を心がけてください。



ホコリや汚れ

ホコリは、時々ハタキをかけたり、電気掃除機などで吸い取ってください。不要になったストッキングを細長い棒に巻きつけて、静電気でホコリを吸い取る方法も効果的です。ホコリや汚れを放置しておきますと、湿気や油分を吸って取りにくくなりますので、長時間放置しないようにご注意ください。汚れは多種多様なものがあり、種類や放置時間によって除去できない場合があります。

● 汚れが付着したら《一般ビニル壁紙の場合》

ビニル製の壁紙は、一般的に吸湿性や通気性がほとんどないので、シミやホコリには強く、手垢や油汚れには比較的弱いというのが特徴です。数ある壁紙の素材の中でもメンテナンス性に優れた部類にあり、軽い汚れなら水拭きや洗剤で落とすことができます。但し、表面にフィルム加工された汚れ防止壁紙と異なり、クレヨンや水性ペンなどの頑固な汚れは落とせません。

飲食物や調味料などの水汚れは、直ちにしっかりと絞ったスポンジやタオルで汚れを吸い取るように拭き取ってください。最初から強くこすると、汚れが染み込んだり広がることがありますので注意しましょう。落ちにくい場合には中性洗剤をご使用ください。出来るだけ早急に対処することが汚れを落とすコツです。拭き掃除が終わりましたら、必ず真水かぬるま湯で洗剤が残らないようにきれいに拭き取ってください。洗剤の拭き残しは変色の原因になります。



※強い洗剤やシンナーなどの有機溶剤は、変色や表面破損の原因になりますので使用しないでください。

※張り合わせ部分に水が入ると剥がれの原因になりますのでご注意ください。壁紙を拭く場合はあまり強くこすらないでください。壁紙表面が破損することがあります。

● 汚れが付着したら《汚れ防止壁紙の場合》

「汚れ防止」壁紙は、表面のフィルム加工により壁紙内部に汚れが浸透しにくく、汚れが拭き取りやすくなっています。日常生活の一般的な汚れ・飲食物の汚れなら水や中性洗剤で落とせます。

日常生活の汚れは、しっかりと絞ったスポンジやタオルで水拭きしてください。落ちにくい場合は中性洗剤をご使用ください。歯ブラシでこするとより効果的です。

強い洗剤や溶剤の種類によっては変色を起こすことがありますので、念のためあらかじめ目立たないところで試してからにしましょう。壁紙表面に残った洗剤は変色の原因になりますので、真水かぬるま湯できれいに拭き取ってください。



※張り合わせ部分に水が入ると剥がれの原因になりますのでご注意ください。

※表面のフィルムが破損すると、その部分の汚れ防止機能は失われます。拭き取る場合はできるだけ柔らかい布やブラシなどをご使用ください。また、何度も拭き取ることによって目に見えない微細な傷がつき、次第に汚れ防止性能は低下していきます。あらかじめご了承ください。

※汚れ防止機能は、突発的な飲食物の付着や落書きをすぐ拭き取るには適していますが、タバコのヤニのように少しずつ蓄積していくような汚れを完全に除去することは困難です。できるだけ換気を行い、汚れが付かないよう心がけましょう。

部分的な剥がれのメンテナンス

時間の経過と共に部分的な剥がれが生じる場合があります。きれいに補修するコツはできるだけ早く対処することです。剥がれてから時間が経ったものや、劣化して固くなったものは補修が困難になります。剥がれが広がる前に下地の汚れを取り去り、木工用水性接着剤など強めの接着剤を壁紙裏面に塗り付け、十分圧着してください。特に部屋のコーナー部、サッシや水のかかりやすい洗面台の周囲、通気の悪い箇所などは注意しておきましょう。このような場所には、あらかじめコーキングで枠回りをコーキングしておけば、ある程度剥がれを防ぐことができます。



カビ

カビは見た目の悪さの問題だけでなく、アレルギーや喘息など、病気の原因になることがありますので注意が必要です。カビの発生や繁殖を抑制する「防カビ」壁紙もありますが、壁紙単体でカビの発生を防ぐことは不可能です。カビは住宅の構造や生活環境に大きく影響を受けます。常に換気を心がけ、通風を良くし、湿度の上昇をおさえてください。

● カビが発生したら…

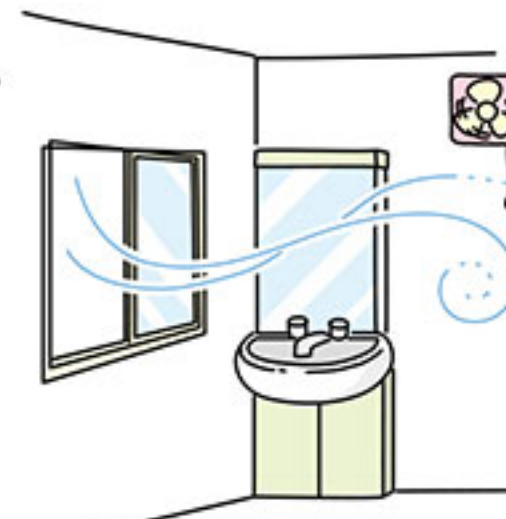
カビが発生してしまった場合は、ハウスクリーニング会社などにご相談ください。

結露

結露や過度の湿気は、シミ・剥がれ・カビの原因となりますので、室内の換気や湿度調整を心がけてください。

● 換気・除湿を行なう

常に換気を心がけ、発生した水蒸気を外へ排出してください。特に浴室や料理時の水蒸気などは換気扇を利用して排出してください。除湿器・吸湿剤などを活用し、余分な水蒸気を除去することも有効です。



● 通気をよくする

家具裏などの隙間に余裕を取り、家全体の空気の流れをよくする工夫をしてください。

● 冬の結露について

室内と外気の温度差が激しい冬は結露しやすい時期です。加湿器を使用した後は特に結露しやすくなります。換気や除湿に十分に注意しましょう。外に面した室内の壁が異常に結露する場合は、断熱材の不足や不備、建物自体の構造の問題が考えられますので、早めに対処しましょう。

リリカラ株式会社 事業所一覧

			TEL	FAX
■東京ショールーム	〒160-8315	東京都新宿区西新宿 7-5-20 2F	03-3366-7824	03-3366-7469
■大阪ショールーム	〒550-0005	大阪府大阪市西区西本町 2-2-2 なにわ筋中央ビル 6F	06-7670-5125	06-7670-7005
■福岡ショールーム	〒810-0071	福岡県福岡市中央区那の津 2-6-4 3F	092-714-3835	092-711-1623
■本社	〒160-8315	東京都新宿区西新宿 7-5-20	首都圏営業部 03-3366-7825 営業開発部 03-3366-7865	03-3366-7853 03-3369-5715
横浜営業所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-17-19 HF 新横浜ビルディング 1F	045-473-9255	045-473-9045
厚木営業所	〒243-0814	神奈川県厚木市妻田南 2-9-29 サウスコムーネ N105 号	046-295-0435	046-295-0465
多摩営業所	〒190-0013	東京都立川市富士見町 1-18-15 アテナビル 1F	042-525-6865	042-525-7975
甲府出張所	〒409-3866	山梨県中巨摩郡昭和町西条 554-1 サンシャイン有泉 105 号	055-275-3945	055-275-4058
静岡営業所	〒422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹 1-3-18	054-237-9225	054-237-9125
千葉営業所	〒262-0033	千葉県千葉市花見川区幕張本郷 5-2-11 アトレー幕張 101 号	043-382-3375	043-382-3385
さいたま営業所	〒330-0856	埼玉県さいたま市大宮区三橋 1-586-2	048-665-4075	048-665-0675
前橋営業所	〒371-0801	群馬県前橋市文京町 3-6-17	027-221-5815	027-221-5812
新潟営業所	〒950-0983	新潟県新潟市中央区神道寺 1-16-12	025-244-5885	025-244-5856
宇都宮営業所	〒320-0827	栃木県宇都宮市花房 3-3-39	028-634-5425	028-634-3929
水戸営業所	〒311-4153	茨城県水戸市河和田町 169	029-254-8655	029-254-7095
長野営業所	〒381-0037	長野県長野市西和田 1-9-14	026-241-0245	026-241-0246
■札幌支店	〒063-0832	北海道札幌市西区発寒 12 条 12-2-20	011-666-2125	011-666-3696
■東北支店	〒983-0004	宮城県仙台市宮城野区岡田西町 3-10	022-288-3185	022-288-3195
郡山営業所	〒963-8851	福島県郡山市開成 6-157-1 石沢ビル 103 号	024-935-9855	024-935-9875
盛岡営業所	〒020-0866	岩手県盛岡市本宮 2-11-7 浅沼 2 号館 102 号	019-636-2155	019-636-2655
■大阪支店	〒579-8037	大阪府東大阪市新町 11-8	072-947-3005	072-942-7845
京都営業所	〒601-8106	京都府京都市南区上鳥羽北中ノ坪町 7	075-681-9335	075-661-4811
神戸営業所	〒652-0815	兵庫県神戸市兵庫区三川口町 1-2-3	078-651-7145	078-651-7235
北陸営業所	〒921-8801	石川県野々市市御経塚 1-55 オフィス 21 イdealル 105 号	076-294-5825	076-294-5435
名古屋営業所	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄 1-31-41 大井ビル 1F	052-223-3955	052-223-3910
■広島支店	〒738-0021	広島県廿日市市木材港北 5-52	0829-32-4555	0829-32-4700
山口出張所	〒754-0012	山口県山口市小郡船倉町 4-29 上田ビル 102 号	083-974-5185	083-974-5175
岡山営業所	〒700-0972	岡山県岡山市北区上中野 1-16-23 上中野中塚ビル 1F	086-245-6295	086-245-8426
山陰出張所	〒690-0044	島根県松江市浜乃木 2-15-7 サンビビル 1F	0852-60-9435	0852-60-9385
四国営業所	〒761-8071	香川県高松市伏石町 2173-1	087-815-1855	087-865-2445
■九州支店	〒810-0071	福岡県福岡市中央区那の津 2-6-4	092-781-8125	092-711-1623
北九州営業所	〒802-0804	福岡県北九州市小倉南区下城野 2-16-4	093-951-1075	093-922-5197
熊本営業所	〒862-0912	熊本県熊本市東区錦ヶ丘 27-21	096-365-7125	096-368-3756
鹿児島営業所	〒890-0056	鹿児島県鹿児島市下荒田 4-30-5 プレジデントビル下荒田 1F	099-256-8355	099-256-8254
沖縄営業所	〒901-2114	沖縄県浦添市安波茶 1-27-8 大翔ビル 204 号	098-880-0705	098-876-8905
■東京流通センター	〒140-0003	東京都品川区八潮 3-2-33 エフ・プラザ東京 C-1 棟	03-3790-5555	03-3790-5224
■東大阪流通センター	〒579-8037	大阪府東大阪市新町 11-8	072-987-6625	072-988-3325

塩化ビニル製壁紙の「∞PVC」マーク表示について

平成13年4月1日、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）が施行され、従来の原材料としての再利用（リサイクル）に加えて、新たに廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品などの再利用（リユース）対策が追加されました。今回の施行により、塩化ビニル製の建設資材は解体時の分別を容易にするため「∞PVC」マークを表示することが義務づけられました。

《表示内容》

「∞PVC」マークは、壁紙裏面の面積1平方メートルごとに1個以上表示します。

①. 壁紙裏面の表示は、目視で確認できます。

②. 表示は壁紙表面への色の影響を抑えるため、比較的淡いインクを使用しています。

③. 剥がした壁紙の裏面にブラックライトを照射させると、表示マークの確認が容易です。

お願い

平成9年12月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が改正されましたので、新見本帳発行に伴い不要になった見本帳につきましても、産業廃棄物としての取り扱いが必要となりました。従いまして、しかるべき資格を有する産業廃棄物処理業者に直接廃棄を委託して頂きますようお願い申し上げます。当業界では、従来同様廃棄物の適切な処理を更に推進していく所存です。貴社の御理解と御協力をお願い申し上げます。

（一社）日本インテリアファブリックス協会 リリカラ株式会社